

一般質問通告書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

東村山市議会議長 あて

2025 年 11 月 21 日

議席番号 24 番

質 問 者 さとう直子

記

1. 介護保険の報酬改定の影響と今後の見通し

介護労働者の賃金は一般の労働者の賃金より月額で約 8 万円も低いとされているにも関わらず、2024 年の 4 月から介護報酬が引き下げとなり居宅介護支援事業所は人手不足に拍車がかかっていると聞く、当市でも介護人材の育成も行っているが、十分とは言えない現状と考える。団塊の世代が後期高齢者となりこれからますます介護の需要が増していく中で誰もが安心して東村山に住み続けられるようにするため以下伺う

(1) 介護保険の現状

- 1) 直近の高齢者人口及び高齢化率を伺う
- 2) 2025 年 3 月末時点の介護度別認定者数と高齢者に占める割合を伺う
- 3) 認定調査員はどのような資格を持っているのか、また 1 人当たりの調査件数は月に何件か伺う
- 4) 2024 年度の居宅介護支援事業所の廃業・休止の件数を伺う
- 5) コロナと物価高騰の中で運営が厳しい中、廃業・休止の理由を把握しているか伺う
- 6) 市として実態把握はどのように行ってきたのか伺う
- 7) 2024 年度の介護報酬改定の内容を詳細に伺う

(2) 介護人材確保について

- 1) 市として介護人材確保のために研修を行ってきたが、十分に人材確保ができていないと考えるが改善するための独自支援策は検討したのか伺う
- 2) 当市の人材不足を解消するために、今後どのような対策をとっていくの

か、介護報酬の低さを補うため、市としてできること、やるべきことは何か伺う

(3) 今後の見通しについて

- 1) 団塊の世代が後期高齢者となり、介護予防に力を入れていることは承知しているが、今後団塊の世代が 80 歳を超えれば、介護の需要は高まることも想定しているその対策として検討していることがあればその内容を詳細に伺う
- 2) 2025 年 3 月の山田議員の介護保険制度継続のために必要な具体策はどの質問に対し「多様な就労・社会参加による地域づくりの推進、健康寿命の延伸及び介護予防・健康づくりの推進が考えられる」さらに「医療・介護の専門職から地域の住民、高齢者まで多様な特性を持った人たちが力を合わせて地域の高齢者を支援し、インフォーマルサービスを組み合わせ、介護保険制度だけに頼りすぎない地域づくりを進める」と答弁している。これはまさに「自助・共助・公助」そのものであり行政を頼るなどと言っているとしか思えない。介護保険制度の理念は「介護の社会化・家族からの解放」ではなかったのかこの理念からのかい離をどのように考えるのか見解を伺う
- 3) 2024 年度末の基金残高は 18 億 8 千万円余りとなっているが第 9 期の基金取り崩し予定額は 8 億 1400 万で、予定通り取り崩しても 10 億円以上の基金が残ることになる。この基金を活用して介護事業者への独自支援を行うべきと考えるが見解を伺う

2. 就学援助をより利用しやすく

これまで、当市の就学援助の認定基準が厳しく認定率が大きく下がっていることを指摘し、基準の緩和を求めてきたが、認定基準の緩和も進まず、国の基準に則って実施しているとの答弁が繰り返されてきた。そのことをふまえ以下伺う

- (1) 国の基準の内容を伺う
- (2) 生活保護基準が引き下げられた 2013 年からの最低賃金の引き上げに見合う収入基準の引き上げは行われてきたのか伺う
- (3) 就学援助の認定となる年間総収入の目安の家族構成の例が年度ごとに違い統一されていないのはなぜか伺う
- (4) 比較の為、新小学 1 年生の例でも 2019 年の新入学では父または母と子(5 才と 10 才)年間総収入の目安は 395 万円前後、2026 年の新入学では父

または母は同一であるが子の年齢が（3才と5才）となっており比較ができないが2026年の年間総収入は390万円前後となりむしろ下がっている。新入学ではない（8才と10才）の子のいる家族構成の年間総収入420万円前後と30万円もの差があるなぜ同じ基準で表記しないのか伺う、

(5) 2019年と2024年の最低賃金を伺う

(6) 就学援助制度の認定基準父または母と子（5才）（10才）の家族構成の就学援助の年間総収入の目安を2019年と2026年それぞれで伺う

(7) 認定基準を年間総収入で判定するのであれば、まずは同じ基準、そして最低賃金の引き上げに見合った基準にするべきではないか見解を伺う

(8) 本年6月最高裁判所は2013年から2015年の生活保護基準の引き下げは「専門的知見が認められず、厚労大臣の裁量権の逸脱・乱用」で違法と判断しました。としんぶん赤旗11月15日付で報道しています。

6月の就学援助の質問を行った際、当市の就学援助は第79次の生活保護が基準となっているという答弁でしたが、町田市や青梅市は生活保護が引き下げとなる前の第68次の生活保護を基準として就学援助の算定を行っているということでした。厚労省通知（厚発社援0516）文科省通知（25文科初第267号-2013.5.17）でも生活保護基準が引き下げになった時、他に影響がでないようにとされていますが当市の利用率の低下は大きく影響が出ていると考えるが見解を伺う

(9) 2015年から経年で就学援助の予算額及び決算額を小中それぞれで伺う

(10) (9)の予算に対しての執行率も経年で伺う

(11) 就学援助の認定は国基準生活保護なっているも、内容も自治体の裁量で決められているが、これまでの質疑の内容とここ数年の決算の状況から考えて、財政が厳しいという答弁は適当ではないと思うが市長の見解を伺う